引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成２６年４月１日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。**令和５年度礼文町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況**については、以下のとおりです。

（単位：千円）

項　　目		予算額
歳　入	地方消費税交付金（社会保障財源分）	35,681
歳　出	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	469,990

（単位：千円）

事業名			財　源　内　訳				
			特　定　財　源			一般財源	
		事業費	国道支出金	町債	その他		うち引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分）
社会福祉	社会福祉費	113,923	22,383		216	91,324	9,046
	老人福祉費	114,947	1,878		1,908	111,161	11,011
	児童福祉費	92,053	21,736	5,200	5,467	59,650	5,909
	障害福祉費	65,573	46,586		1	18,986	1,881
	小計	386,496	92,583	5,200	7,592	281,121	27,847
保健衛生	保健衛生費	68,892	150		1	68,741	6,809
	母子衛生費	14,602	4,255		1	10,346	1,025
	小計	83,494	4,405		2	79,087	7,834
合計		469,990	96,988	5,200	7,594	360,208	35,681

※上記の社会保障関係費には、事務費等も含まれていますが、引き上げ分の地方消費税収は、事務費や職員の人件費には充てないこととされています。

（社会保障事業の主な内容）

●社会福祉費
　社会福祉協議会補助、民生委員協議会補助、国民健康保険事業等、後期高齢者医療事業等
●老人福祉費
　老人福祉寮管理運営事業、長寿祝金事業、介護保険事業等
●児童福祉費
　保育所管理運営事業等
●障害福祉費
　障害者自立支援給付事業等
●保健衛生費
　国民健康保険施設事業、予防接種業務委託事業等
●母子衛生費
　子ども医療費助成事業、妊産婦医療費助成事業等